

蕨市魅力ある店舗づくり支援事業（商店リニューアル助成制度）について

目 的

地域課題の解決や、集客力の向上、売上げ増加を図るために魅力ある店舗づくりに取り組む事業者に対し、専門家を派遣し企業診断を行うとともに、店舗改装費用等（店舗の改築や改装、設備の更新等）の一部を補助金として交付することにより、経営体質の強化を図るとともに、魅力ある店舗を増加させ、商業の活性化と賑わいの創出を図る。

対象事業者

- ① 別表 1 に定める蕨市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業などを営んでいる者
- ② 申請日以前に 1 年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいる者
- ③ 市税を滞納していない者
- ④ 対象となる改修工事等について、国、埼玉県、蕨市が実施する他の補助金等を受けていない者
- ⑤ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員、又はこれらと密接な関係を有する者ではない者
- ⑥ 通常、1 週間当たり 5 日以上営業を行っており、不特定多数の来客があること
- ⑦ 大規模小売店舗立地法に基づく大型店舗及び模小売店舗立地法に基づく大型店舗内のテナントとして営業していないこと
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項に規定する風俗営業を行う店舗でないこと。
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗ではないこと

補助対象事業

地域課題の解決等を通じて集客向上や売上増加等を目的として、店舗の魅力向上を図るために必要な改装工事や備品購入等で、次の要件を全て満たすもの

- ① 魅力ある店舗づくりとするため、交付申請前に専門家による企業診断・指導を受けていること
- ② 別表 2 に定める店舗の改装等工事の工事費、備品購入費の合計が 10 万円以上（消費税抜き）であること※補助対象経費（明確に）
- ③ 可能な限り、改装等工事の発注先、備品等の購入先が市内業者であること
ただし、市内業者で対応できないもの等については、この限りではない
- ④ 補助金の交付決定後に着工すること
- ⑤ 工事完了後 1 か月以内または当該年度の 2 月末日までのいずれか早い期日に、完了実績報告書を市へ提出できること

※改装等工事を実施する店舗は、自己所有、賃借を問わない。

補助金額

補助対象経費（消費税抜き）の 2/3 で、最高限度額 30 万円（千円未満は切捨て）

※住宅部分を併用している店舗において改修事業を行う場合は、店舗部分の工事と住宅部分の工事は分けて行い、店舗部分に係る工事のみを補助対象経費とする。

受付期間

令和 7 年 4 月 1 日から受付開始

※申請額が予算額に達した場合、申請受付は終了

※補助金の申請は、1 店舗につき 1 回限り

申し込み方法

- ① 交付申請書は市役所商工観光課窓口 directly 提出することとし、郵送、FAX、メールでの申し込みは受付しない
- ② 申請書類等は、市役所商工観光課及び商工会議所窓口又はホームページで入手可能

【別表 1】

日本標準産業分類に基づく

業種分類		中分類		備考
I	卸売業、小売業	56	各種商品小売業	
		57	織物・衣服・身の回り品小売業	
		58	飲食料品小売業	
		59	機械器具小売業	
		60	その他の小売業	無店舗小売業は対象外
J	金融業、保険業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業	
		69	不動産賃貸業・管理業	
		70	物品賃貸業	
M	宿泊業、飲食サービス業	76	飲食店	
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	配達のみを行う店舗は対象外
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
		79	その他の生活関連サービス業	
P	医療、福祉	83	医療業	癒術業のみ対象

【別表 2】

	対象工事
1	建築工事
2	内装工事
3	外装工事
4	給排水設備工事
5	電気、ガス工事
6	無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）設置工事
7	その他（店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事）

補助金交付手続きの流れ

- | | |
|----------|--|
| ①企業診断 | 蕨商工会議所にご予約をし、企業診断を受けてください |
| ②見積もり依頼 | 施工業者から見積書を取ってください。 |
| ③交付申請書提出 | 必要書類を添付のうえ、工事着手の2週間前までに商工観光課へご提出ください。
※交付決定前に工事に着手していた場合は、補助対象外となります。 |
| ④審査 | 現地調査（ヒアリング）を行います。 |
| ⑤交付決定 | 市から交付決定通知を送付します。 |
| ⑥工事着手 | 交付決定後、申請者は補助対象事業に係る工事に着手してください。 |
| ⑦工事完了 | 申請者は、一旦施工業者へ工事代金を全額支払ってください。 |
| ⑧実績報告書提出 | 必要書類を添付のうえ、工事完了後30日以内、または申請年度の2月末日までのいずれか早い期日に商工観光課へ実績報告書をご提出ください。 |
| ⑨書類審査 | 必要に応じて、現地調査を行います。 |
| ⑩交付金額確定 | 市から確定通知を送付いたします。 |
| ⑪請求書提出 | 補助金の請求書を商工観光課へご提出ください。 |
| ⑫口座振込み | 申請者に補助金を支給します。 |

◇補助対象改修工事例

地域課題	具体例
エネルギー利用の高度化	電気の LED 化、ガス・水道の省エネ化、ソーラーパネルの設置等
子育て支援	スロープの取付工事、おむつ交換スペース設置等
高齢者・障害者支援	手すりの設置、段差を無くす工事等のバリアフリー化等
コミュニティの創出	休憩スペース、情報が掲載できる掲示板等の設置工事等
感染症対策	テイクアウトカウンター設置工事、換気扇設置工事等
先進的な課題解決の推進	SDGS、DX、脱炭素化等に取り組むための工事等

店舗の魅力向上に係る工事の具体例
・ 商品等を見栄えよく陳列するための内装リフォーム等 ・ 商品等を綺麗に見せるようにするための照明工事等 ・ 看板や横断幕設置工事等